

議案第26号

（仮称）北上市新中央学校給食センター整備等事業の変更事業契約の締結について

令和元年12月19日に議会の議決を経た（仮称）北上市新中央学校給食センター整備等事業の事業契約に関し、その一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 事業名

（仮称）北上市新中央学校給食センター整備等事業

2 契約の相手方

岩手県北上市相去町旧舘沢20番地1

株式会社北上さくらスクールランチ

代表取締役 小長谷 淳 一

3 変更契約の内容

契約金額		変更の理由
変更前	変更後	
5,268,487,183円	5,234,847,716円	施設整備費の割賦料の基準金利が決定したこと及び委託料において電気代の消費者物価指数の変動が生じたことによる。

令和2年6月11日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

（仮称）北上市新中央学校給食センター整備等事業として、変更事業契約を締結しようとするものである。

変 更 工 事 概 要

1 事業名

(仮称) 北上市新中央学校給食センター整備等事業

2 事業場所

北上市相去町西裏 1 番地30

3 変更概要

内 容	変 更 前	変 更 後	摘 要
施設整備費	2,355,399,920円	2,315,423,660円	施設引渡し日の2営業日前における基準金利に基づく割賦料の減額
委託料	2,858,477,763円	2,864,814,556円	電気代の消費者物価指数の変動による増額